



埼玉県報

号外第 18 号
令和 8 年(2026 年)
3 月 4 日
水曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示（薬務課）

告示

埼玉県告示第四百四十二号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ（八R）―N・N―ジエチル―六―メチル―「四―（トリメチルシリル）ベンゾイル」―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一S B―L S D）及びその塩類
- ロ―「―（三―クロロフェニル）シクロヘキシル」ピペリジン（通称名三 C l―P C P、三―C h l o r o―P C P）及びその塩類
- ハ 四―メチル―（二―メチルフェニル）―二―（ピロリジン―イル）ペンタン―オン（通称名二m e―P i H P、二m e―P H i P、二―m e t h y l― α ―P i H P、二―m e t h y l― α ―P H i P）及びその塩類
- ニ プロパン―ニール―（―フェニルエチル）―H―イミダゾール―五―カルボキシラート（通称名I s o p r o p o x a t e）及びその塩類

二 効力発生日

令和八年三月五日